

USPTO、COVID-19 関連発明の優先審査試行プログラムを延長

2021年9月3日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

USPTO は 9 月 3 日付の官報¹で、COVID-19 関連発明の優先審査試行プログラム²を 2021 年 12 月 31 日まで延長することを発表した。

このプログラムは 2020 年 6 月に開始し、食品医薬品局（FDA）承認の対象となっている COVID-19 関連の製品やプロセスのクレームを含む特許出願であって中小企業によるものについて、追加費用なしで優先審査を請求できるものである。当初は申請の許可件数の上限が 500 件と設定されていたが、今回の発表で 500 件の上限は撤廃され、期限内に提出された申請は要件を満たせば許可されることとなった。12 月 31 日までの間に、このプログラムを終了するか延長するかを評価するとしている。

2021 年 8 月 31 日時点での申請件数は 771 件、申請の許可件数は 488 件である。また、8 月 2 日時点で 120 件の特許がこのプログラムを利用して発行され、出願から発行までの期間（Total Pendency）は平均で 249 日間、最短で 75 日間であった。

このプログラムに関する意見募集に応じて提出された団体等の意見が USPTO のウェブサイト³に公表されており、米国法曹協会（American Bar Association, ABA）は、FDA 承認申請手続の初期段階にある発明も対象に含まれることがわかるように要件を明確化することなどを求めている。

（以上）

¹ <https://www.federalregister.gov/public-inspection/2021-19114/modification-of-covid-19-prioritized-examination-pilot-program>

² <https://www.uspto.gov/initiatives/covid-19-prioritized-examination-pilot>
官報の URL は以下。

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-05-14/pdf/2020-10372.pdf>

³ <https://www.uspto.gov/patents/laws/comments-public/comments-covid-19-prioritized-examination-pilot-program>